平成２６年（フ）第１０８号
滋賀県東近江市東沖野２丁目４番13号　コモド１―104号室、前住所滋賀県東近江市五個荘河曲町307番地１ツジトミ河曲寮203号室・滋賀県長浜市大辰巳町７―１アイビーコート８―211号室
債務者　小笠原聡宏
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２６年（フ）第１９４号
兵庫県宝塚市宝松苑13番56―405号
債務者　三浦　義雄
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１５１号
兵庫県明石市中崎２丁目２番８―406号
債務者　野中　敏行
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第７８号
鳥取県鳥取市鹿野町寺内199番地
債務者　田中　　健
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８６号
鳥取県鳥取市桜谷351番地３
債務者　野村由加子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８７号
鳥取県鳥取市国府町宮下1187番地２
債務者　佐藤　幸男
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９０号
鳥取県西伯郡大山町御来屋59番地
債務者　春山　孝一
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４３号
愛媛県今治市波方町波方甲2575番地、前住所愛媛県今治市波方町波方甲1933番地12
債務者　瀬野　達也
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第４８号
福岡県田川郡添田町大字中元寺844番地123、住民票上の住所福岡県朝倉市来春499番地３メモリー白鳥第一102号
債務者　馬場　恵子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１８２号
長崎県長崎市緑が丘町２番31―301号
債務者　田中奈菜子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８０号
福島県郡山市大槻町字西ノ宮西30番地の１パセオ栄Ⅱ103号
債務者　秋元　　連
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
石川県能美市大成町ワ17番地１、従前の住所石川県能美市粟生町中82番地
債務者　中村　千尋
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１７５号
福井県鯖江市宮前２丁目14番10号　グランシャリオ．201
債務者　松田　　真
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７８号
福井県坂井市春江町中筋第４号50番地７　リリエンハイム102号室
債務者　上村　一彦
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８２号
福井県吉田郡永平寺町東古市第３号２番地１
債務者　田口　正之
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８３号
福井県吉田郡永平寺町東古市第３号２番地１
債務者　田口ノブ子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１８９号
福井市森田新保町第４号17番地　ファミールハウスＡ102
債務者　吉田千鶴子
1　決定年月日時　平成26年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係